

令和3年第2回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年2月4日（木）13時30分から14時36分

2. 開催場所 香美市中央公民館2階会議室

3. 出席委員（17名）

会長 19番 原 心一

会長職務代理

委員	1番 水田 義郎	2番 平山 則雄	3番 横山 実男
	4番 森田 良彦	5番 岡田 修一	6番 堤 昭雄
	8番 宗石 和彦	9番 西村 広幸	11番 山崎 彰
	12番 三木 克司	13番 上島 陽子	14番 鍵山 佳広
	15番 小松 和啓	16番 三谷 富重	17番 山内 茂
	18番 岡本 博臣		

4. 欠席委員（2名）

7番 森安 正 10番 西岡 久

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 非農地証明願いについて
第3号 下限面積の設定について
第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について
第5号 農地法第5条の規定による届出について（報告）
第6号 香美市農用地利用集積計画について（諮問）
第7号 香美市農業振興地域整備計画の変更について（諮問）
第8号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 進
事務局次長 和田 小百合
事務局係長 公文 正志
農地主事 野島 和仁
農地係長 松浦 誠

7. 会議の概要

議長

開会（13時30分）

定刻を迎えましたので、まだ見てない方もおいでますが、本日の会を進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

昼間はだいぶこう暖かくなりまして、それから梅の頃りもですね、聞こえるようになりますし、すっかりこう春めいた季候になってきたと思います。それぞれ、皆さん方お忙しい中をこうしてご出席していただいて有難うございま

す。
今日はですね、最初に農業会議の方から農業新聞についての皆さんのがたに購読のお願い、そういうことについて田中理事にご出席をいただいてまして、ちょ

つと説明をしたいということですでのお願ひをしたいと思います。

なお本日進めてまいりますが、欠席届が森安さんと西岡委員から出ております。そして本日の議事録の署名につきましては山崎委員、三木委員にお願いを致しますのでよろしくお願ひをします。

それでは本日の会を進めたいと思いますが、資料にですね、訂正がありますので、事務局の方より訂正の説明をお願いしたいと思います。

事務局

議案書に2箇所、訂正があります。初めに3ページ。非農地証明願の申請番号3番の一番下の面積の計がですね、277になってますが、201です。2箇所訂正をお願いします。

次がですね、21ページ。最後のページです。整理番号15番、転用予定者が同左となっておりますが、上段の [] と同じになりますので [] に訂正をお願い致します。訂正是以上です。

議長

訂正が終わりましたので、ただ今より、議案に入っていきたいと思いますが、先程私の方から言いました、すいません、山崎さん、三木さん今日の署名人よろしくお願ひ致します。

それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町林田字カリヤ110番、地目は田、面積は1,144m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は5,866m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は1、10a当たり437,062円で総額500,000円です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町岩積字石田212番、地目は田、面積は442m²、外1筆、計2筆で合計面積1,370m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は13,228m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は2、10a当たり1,021,898円で総額1,400,000円です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町谷相字ホドウチ747番、地目は田、面積は59m²、外1筆、計2筆で合計面積108m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は4,783.19m²、譲渡理由は経営縮小(高齢化)、譲受理由は経営規模拡大、資料は3、10a当たり120,370円で総額13,000円です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町五百歳字東南平1965番1、地目は田、面積は1,378m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は1,930m²、譲渡理由は経営縮小(高齢化)、譲受理由は経営規模拡大、資料は4で10a当たり7,257円、総額10,000円です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町梅久保字中六反494番、地目は田、面積は267m²、外4筆、計5筆で合計面積767m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は5,074m²、譲渡理由は経営縮小、譲受理由は経営規模拡大、資料は5、10a当たり153,846円で総額118,000円です。

6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町龍生野字金蔵寺1015番、地目は田、面積は1,671m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は3,831.06m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は6、10a当たり179,533円で総額300,000円です。

7番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は物部町山崎字蔵用734番1、地目は畑、面積は384m²、外2筆、計3筆で合計面積509m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由はその他(空き家バンクの登録物件)、譲受理

山はその他（空き家バンクの登録物件）、資料は7、総額は宅地、建物込で3,000,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断しております。

続いて補足説明を致します。

写真資料の4番、位置図と航空写真を見ていただくと山間地にある農地になっております。申請地のですね、南側に沿って市道が通っております、白川地区、隣の白川地区につながっております。

写真資料の4-2を見ていただきますと竹藪の手前にあるのが市道になります。申請地は竹藪の状態になっておりますが、4-3のとおりとおりですね、復旧計画書が提出されております。復旧後は、柚子、ミカン、栗を作付けを計画をしております。

申請者は、現在 [] に住んでいるんですが、耕作については所有するキャンピングカーで往来し、作付けを行うということになっております。

次に5番、5-4、5-3もですね、今耕作放棄地になっているところなんですけども、こちらも復旧計画書が提出されております。資料は5-3です。

次に7番、資料7についてはですね、農地付き空き家の案件の農地となっており、

今回3条の申請が出ております。補足説明については以上です。

議長

補足説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますので、ご質問があればお願ひしたいと思いますが、何か質問はありませんか。
はい、どうぞ。

委員（5番）

4番の [] から栽培に来てますけど、自分が持っている土地よね、 [] にある、こっちにあるの。

事務局

4番の申請者は、 [] で農地を借りてですね、野菜を作っております。今回の譲渡人と、たぶん会社の関係で、今回譲渡人から譲る相談を受けておりまして最初、非農地でいこうかということでしたけど、ゆくゆくはこっちでやりたいということで重機もあるので一緒に元に戻してやるということで。

委員（5番）

一緒にやるっていうたら何とかやれるろうと思うけど、個人で、一人でやるいうたら、 [] から来てっていうたらちょっと心配だなあと思って聞きました。

議長

よく意見はわかります。今度買われた、その五百歳の東南平、そこも農地ですので担当の委員さんについてはですね、十分管理がされゆうか、またこういう人はたぶんこっちへ来てですね、また規模拡大をしたいとかいう思いがあるうかと思いますので次に規模拡大をするときにですね、先に取得をした農地がきちんと管理がされておるかについては十分把握をしていただきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

他に何かありませんか。

空き家バンクが時々出でますが、何件目になりました。4件目ばあか。

事務局

4件目です。4件出でます。今2件が決まって、3件目が出てきたところです。

議長

はい、わかったです。他所の市町村ではですね、うちが空き家付きバンクであるがやつたら、農地付きの家、少ない面積でもですね、家と一緒に売買できるっていうことの制度を作る前からですね、他の市町村についてもこの制度は

あつたと。ただ1件もまだ取り扱つたことが無いというふうな報告を聞いておりまして、他の市町村が取り扱いがあつたか無いかはわかりませんけれども、香美市についてはですね、順調にこの案件が進んでおるということで、また今度、県の何かの会があつたときにはですね、私は聞いてみたいというふうに思つてますので、皆さん方も十分ご注意いただいてですね、許可するしないについては十分審査をしていきたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

他に何かご意見はありませんかね。

――質疑なし――

議長 各段無いようでしたらですね、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。、

――異議なし――

議長 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、賛成の方の举手をお願いします。

――全員举手――

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第2号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局 議案第2号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町山田字原田1497番1、地目は田、面積は820.13m²の内138.24m²、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、申請地の南側に道路を挟んで自宅があり、近くで便利であるため昭和47年頃に駐車場、その約1年後に作業小屋として建物を建て、現在に至る。調査員は西村委員で資料は8です。

2番、申請地は土佐山田町逆川字中溝1752番1、地目は田、面積は19m²、利用状況は公衆用道路、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、昭和44年に県道の拡張工事に合わせ、当該土地を県道への接続道として整備したものです。調査員は森田委員で資料は9です。

3番、申請地は土佐山田町字松原2345番2、地目は畠、面積は201m²、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、昭和30年頃に牛舎、牛の糞尿施設、飼料施設が建築され、現在に至る。調査員は宮地玄一郎推進委員で資料は10です。以上です。

議長 それでは補足をすいません。西村委員から順次お願ひしたいと思います。

委員(9番) 申請番号1番の高瀬さんから申請が出てます。非農地です。資料は8-1を見てもらつたらいいです。上の平面図を見てもらつたら、住宅地図の方を見てもらつたらわかります。わかると思います。その申請地の隣というか上というかこれは農地でおいてまして、この赤い申請地を今度非農地で分筆するということでありまして、東側の、平面図で右側は宅地で中村さんがお住まいになつてます。左側も山本水道さんの家になつてます。それと南は申請者の住宅になつてますので、近隣の住宅というか農地には影響ないと思いますので、この申請には問題が無いと思いますので判子を押しました。以上です。

議長 はい、すいません、続いて森田さん。

委員（4番）	はい、資料9-1と2を見ていただきたいと思います。場所は[REDACTED]で、資料9-2を見ていただいたら、写真の上が、向こうに農業委員会の車がありまして[REDACTED]まであと300mと書いてあります。その下段になります。下段の写真は奥に原さんというお家がありまして、その入り口になります。場所的には[REDACTED]へ入って行くところの中腹位になります。昨年の12月19日に現場を確認致しました。別に問題無いと思います。以上です。
議長	続きまして宮地玄一郎さんお願ひします。
推進委員（2番）	資料の10-1と2をご覧ください。これはですね、昭和30年頃に建築した牛舎とその付随して糞尿施設とですね、飼料小屋が建っている状況です。特に問題は無いと思いますのでサインをしました。以上です。
議長	はい、補足説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。非農地証明願いについてのご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。
	――質疑なし――
議長	各段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	――異議なし――
議長	それでは議案第2号非農地証明願いについて賛成の方の举手をお願いしたいと思います。
	――全員举手――
議長	はい、全員賛成です。有難うございました。
	それでは引き続きまして議案第3号下限面積の設定についての説明をお願いします。
事務局	議案第3号 下限面積の設定について補足説明をいたします。 この議案につきましては、「空き家に付属した農地」について、本日の議案第1号7番において、該当地番について3条許可が可決されましたので、その申請地であります地番について、下限面積の指定を解除するものです。 現在、ここでの0.1aの面積については梅久保の2筆が残った状況となっております。以上です。
議長	議案第3号の下限面積設定についての説明が終わりましたので、皆さん方よりご質問があれば受けたいと思いますが、各段ありませんかね。
議長	各段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	――異議なし――
議長	それでは議案第3号下限面積設定について原案通り賛成の方の举手をお願いします。

――全員挙手――

議長　　はい、全員賛成です。有難うございました。
引き続きまして議案第4号農地法第18条第6項の解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局　　報告第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。
1番、申請地は土佐山田町大平字イリエ189番、地目は田、農振区分は農用地、面積は485m²、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日は令和2年11月27日、引渡日は令和3年1月1日、解約理由は病気等で労力不足のためです。以上です。

議長　　以上、議案第4号の説明が終わりましたが、この件につきまして質問を受けたいと思いますが、質問はありませんか。

――質疑なし――

議長　　格段無いようですので、この件につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきます。
続きまして、議案第5号農地法第5条の規定による届出の報告ですが、説明をお願いします。

事務局　　報告第5号 農地法第5条届出報告について説明致します。
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字長谷川丸194番1、地目は田、面積は297m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は木造2階建住宅1棟、資料は11で調査員は事務局公文です。
2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字長谷川丸187番1、地目は田、面積は719m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は木造スレート葺2階建住宅4棟、資料は12で調査員は事務局公文です。
3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字カラ堀曲り33番6、地目は田、面積は81m²、外2筆、計3筆で合計面積290.71m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は住宅1棟、資料は13で調査員は事務局公文です。以上です。

議長　　以上、議案第5号農地法第5条の規定による届出の報告につきましての説明が終わりました。この件についてはすべて市街化区域内の農地ということになりますかと思います。皆さん方よりご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんか。

――質疑なし――

議長　　格段無いようですので、この件につきましてもですね、報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。
それでは続きまして議案第6号香美市農用地利用集積計画についての質問でありますか、説明をお願いをしたいと思います。

事務局　　議案第6号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。
まずは、農業公社による中間管理事業になります。
1番、土佐山田町神母ノ木の農地4筆、合計2,613m²を [] の [] さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、[] の [] さんが借り受け、水稻を栽培する予定です。賃借権で、期間は3年の予定となっており

ます。

2番、新規設定になります。香北町永野の農地、167m²を■さんが借り受け、倉庫として利用します。賃借権で期間は10年です。

続いてページめぐりまして3番、再設定で、土佐山田町の農地2筆、合計4,180m²を、■の■さんが借り受け、ニラを栽培します。賃借権で期間は1年10ヶ月です。

4番も再設定で、土佐山田町角茂谷の農地4筆、合計642m²を、同じ■の■さんが借り受け、シキビを栽培します。使用貸借権で期間は10年です。

9ページに移ります。

5番、新規設定になります。土佐山田町山田の農地2筆、合計1,761m²を■の■さんが借り受け、水稲を栽培します。賃借権で期間は5年です。

6番、新規設定で、土佐山田町中野の農地2筆、合計5,413m²を、■の■さんが借り受け、ヤッコネギを栽培します。賃借権で期間は5年です。

続いて10ページにいきまして、

7番、再設定になります。土佐山田町林田の農地、1,627m²を同じ■の■さんが借り受け、水稲を栽培します。賃借権で、期間は5年となります。

8番、再設定になります。土佐山田町林田の農地、1,901m²を■の■さんが借り受け、青ネギを栽培します。賃借権で、期間は5年です。

続いて9番、再設定です。土佐山田町山田の農地2筆、合計1,603m²を■の■さんが借り受け、ヤッコネギを栽培します。賃借権で、期間は10年になります。

10番、再設定になります。土佐山田町加茂の農地、577m²を■の■さんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で、期間は3年です。

12ページに移りまして、11番、再設定。土佐山田町加茂の農地2筆、合計1,737m²を10番と同じ■の■さんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で、期間は3年となります。

12番、再設定で、土佐山田町小田島の農地4筆、合計6,710m²を10番、11番と同じ■さんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で、期間は3年になります。

13ページにいきます。13番、再設定。土佐山田町佐古藪の農地2筆、合計1,073m²を同じ■の■さんが借り受け、ネギを栽培します。賃借権で期間は3年になります。

14番、新規設定で、土佐山田町下ノ村の農地、1,509m²を■の■さんが借り受け、オクラを栽培します。使用貸借権で、期間は5年です。

14ページに移りまして、15番、新規設定で、土佐山田町下ノ村の農地、1,509m²を■の■さんが借り受け、オクラを栽培します。使用貸借権で、期間は5年です。14番と15番は、1筆の農地を半分ずつ使用貸借で利用権を設定するものです。

16番、新規設定で、土佐山田町岩次の農地、1,703m²を■の■さんが借り受け、水稲を栽培します。賃借権で、期間は5年になります。

15ページにいきまして、17番、新規設定になります。土佐山田町楠日の農地4筆、合計1,297m²を■の■さんが借り受け、イモと水稲を栽培します。使用貸借権で期間は2年になります。被相続人の■さんからいいまして、■さんは息子さん、■さんはお孫さんになります。

18番、新規設定で、香北町白石の農地、367m²を■の■さんが借り受け、カリカリ桃を栽培します。賃借権で、期間は15年です。

16ページにいきまして、19番、新規設定で、香北町白石の農地、370m²

を18番と同じ■さんが借り受け、カリカリ桃を栽培します。貸借権で、期間は15年になります。

20番、新規設定で、香北町清川の農地5筆、3,272m²を■の■さんが借り受け、水稻と野菜を栽培します。議案書では、6筆となっていますが、固定資産税の台帳上、888-1が甲と乙に分かれておりまして、田、66m²と農業用施設のある部分が宅地として、16m²に分かれているために農地のシステム上6筆となっています。その農業用施設も含めて利用権を設定するということで、面積は3,272m²で間違いありません。貸借権で、期間は5年10ヶ月になります。

17ページ、最後になります。21番、新規設定で、香北町永瀬の農地4筆、合計1,381m²を■の■さんが借り受け、柚子を栽培します。貸借権で、期間は10年となります。以上です。

議長 14ページの■くんが委員で該当しますので、退席をしていただいてですね、16番のみ先に採決をしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

-----■委員退席-----

議長 それでは皆さん方に16番の案件につきまして、質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

-----質疑なし-----

議長 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

-----異議なし-----

議長 はい、それでは16番の案件につきまして賛成の方の举手をお願いします。

-----全員举手-----

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

-----■委員入席-----

議長 ■委員、承認をいただきましたのよろしくお願ひします。

委員(■番) 有難うございます。

議長 それでは引き続きましてすべての案件につきまして、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

■の■君が借り手になつちゅうがですけんど、■のあの■君と違う。

事務局 そうです。

議長 住所は■になつちゅうわけね。

■にある。

議長 わかりました。同じ名前やき、たぶんそうやおとは思うたけど、■の住所やき、はい、わかりました。

何かご質問はありませんか。

――質 疑 な し――

議 長 各段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

――異 議 な し――

議 長 それでは議案第6号香美市農用地利用集積計画の諮問であります。原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

――全 員 挙 手――

議 長 はい、有難うございました。

それでは続きまして議案第7号香美市農業振興地域整備計画の変更についての諮問です。説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号農業振興地域整備計画の変更について説明致します。

まずは、編入です。

1番、土佐山田町植字イダ1288番、面積は983m²、統いて2番の土佐山田町逆川フナ岩1809番1、外2筆、合計887m²、資料の35と36になります。ご覧ください。

編入条件の該当条項は、農振法第10条第3項第1号で「集団的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの」とあります。1番、2番とも10ha以上の広がりがあるものとなりますので、これに該当するものとします。

次に軽微な変更です。19ページをご覧下さい。

1番、土佐山田町古町の農地で、資料は37になります。

農作業場の駐車場が狭いので拡張したいということで、4,427m²のうち、139.85m²を駐車場とコンテナ置き場にするという内容で軽微な変更の申請が出されております。

統いて2番、香北町美良布の農地で、資料は38番になります。

転用予定者の[REDACTED]が、今回の申請地の北側に設けている蘭床椎茸栽培施設と同様のものを設けたいということで軽量鉄骨造り平屋建ての施設を新たに建設するものです。

次に3番、香北町永野の農地で、資料は39になります。

申請者は、柚子を約1ha、水稻を40a程度栽培しており、植え付けから収穫まで自前で行っているため、現在手持ちの倉庫では、水稻栽培に使用する農機具で満杯の状態ということです。今のままでは、柚子に必要な農機具の保管場所や収穫した柚子を選別する場所がないため、便利も悪く、機械類も外に置いたままでは劣化するということから、申請地に農業用倉庫を建設し、効率化を図るもので、申請地には、申請者の父親が建てた90m²の農業用施設がすでにあり、これに関しては始末書も添付しております。

次に、20ページにいきまして、除外について説明いたします。

1番、土佐山田町新改の農地で、資料は40になります。

数十年前から、291番1と一体的に住宅として使用されており、現状に合わせて、地目を変更するための申請です。

隣地の同意書も添付されておりまして除外後は非農地とする予定になっております。

2番、土佐山田町逆川の農地で資料は41になります。

申請地は、50年以上前から農地としては使用しておらず、原野になっておりました。資料の41-2を見ていただいたらわかるように、周辺には農地もなく、除外後は、こちらも非農地とする予定です。

続きまして3番も土佐山田町逆川の農地で、所有者は別ですが、2番の案件に隣接した筆になります。資料は42になります。こちらも資料42-2を見ていただくとわかりますが、50年以上前から農地としては使用しておらず、周囲にも農地がありません。除外後は非農地にする予定です。

次に4番、土佐山田町植の農地8筆で、資料は43です。

申請者の亡くなったご主人の父親が取得し、耕作していましたが、周囲が山林で条件不利地であったため、収穫できず、平成4年頃から耕作放棄し、周りと同様に山林化したということです。今後、農地に復元することが不可能であるということで今回除外申請が出されました。資料の写真を見ていただいたらわかると思いますが、こちらも除外後には非農地とする案件です。

続きまして5番、土佐山田町角茂谷の農地で、資料は44になります。

申請地には、昭和58年から譲受人の住居がありますが、新築時に地目変更の手続きを失念し、40年近く経過しました。この間に農業目的で利用されたことは無いということで、除外申請が出されました。除外後は非農地とする予定です。

次に6番、香北町葦生野の農地で、資料は45です。

申請地は、昭和38年に自宅建物を建てており、農地としての利用はしません、代々相続をしてきました。

転用者は、建物はそのまま使用し、駐車場については、近所のカフェに2台分無償で貸しておりまして、引き継いで貸す予定ということです。

次に7番、香北町橋川野の農地で、資料は46になります。

申請地は、日陰で地質も悪くやせているため、農作物の生育が悪く、農用地には適さない、自己管理をしているだけの土地でした。申請者は近くに、いくつか農地を所有しており、墓地の管理には適地であり、隣接する農地の同意書も添付されております。

8番、香北町太郎丸の農地で、資料は47になります。

申請者は、[REDACTED]で[REDACTED]と[REDACTED]しております。[REDACTED]が有名になり、遠くからもお客様が来店していることで知られています。夏は特に行列ができるのをお見かけしますが、これまでの来客用の駐車では狭く、駐車場に入れないお客様が公道に並んで通行の妨げになることもあります。来客数から想定して、あと10台分の駐車場を確保するための土地を探しておりましたが、条件を満たす適地が無く、店舗の東側隣接地であるこの申請地が最適であることから、今回、除外申請が提出されました。なお、申請地は、こちらの会社代表取締役の個人所有地であることから、使用貸借にて借り受けで利用します。

既設の店舗の2分の1の拡張となります。

続きまして9番、香北町岩政の農地で、資料は48になります。

申請人の父親が亡くなる平成6年までは水稻栽培をしておりました。その後平成12年9月頃までは一部で柿子、栗、キウイ等の栽培を行っていましたが、あちこちに散らばった小さな面積の階段状の農地への接道は、道幅の狭い急こう配の赤線道しかなく、隣接地が植林したこともあり、耕作を放棄し、現在に至っております。土地の利用状況は原野となっておりますが、資料の写真を見ていただいたとおり、山林のようにも見えます。

除外後は、非農地とする予定です。

10番、香北町梅久保の農地で、資料は49になります。

申請地は、昭和40年頃から倉庫と車の回し場として回転場として使用しており、現在に至っております。

除外後は非農地とする予定です。

次に11番です。香北町横谷の農地で、資料は50になります。

こちら転用者は、2014年4月から香北町中谷で[REDACTED]という[REDACTED]さんを経営しております。そちらの[REDACTED]さんを2020年8月に立ち退くように所有者さんから要請され、移転先を探しておりました。山の上の[REDACTED]として、地

元はもちろん遠くからのお客様も訪れておりまして、移転後も地域住民や常連客とのつながりを維持したいっていうことと、店舗への入り口に段差のないスロープが設置できること、来客のための駐車スペースが確保できること、その他いくつかの条件を満たすことから移転前の店舗とも近い、申請地を選定したということです。この農地は、中山間事業の対象となっておりましたが、もともと農業用倉庫が建っていた部分、資料の50-2をご覧いただくとわかると思います。このブルーシートがかかっていた倉庫の部分は、中山間事業から外しておりましたので、今年度から、駐車場にする計画の部分の面積も外していただきました。資料50-3を見ていただきますと土地利用計画図がありますが、こちらの真ん中あたりに面積表とありますが、その下の図にカフェテラスという部分があります。これらあたりから右の部分は、転用者が所有者から借りて、農地として使用し、のちのちは購入したいという希望を持っているそうです。隣地の同意書も添付されております。

続いて12番、香北町永瀬の農地で、資料は51になります。

申請地の隣、708-2に墓地があり、その駐車場として使用しておりましたが、昭和52年に雑草対策のためにコンクリートにした、ということです。除外後は非農地とする予定で、隣接する農地の所有者から同意も取れています。

次に13番、物部町中津尾の農地で、資料は52になります。

申請地79m²のうち、9m²に [REDACTED] の [REDACTED] を設置します。周囲の農地は本人所有ですので、同意書の必要はありません。

14番も同じように物部町中津尾の農地で、資料は53になります。

申請地429m²のうち、9m²に [REDACTED] の [REDACTED] を設置します。こちらも周囲の農地は本人所有ですので、同意書の必要はありません。

最後に15番、物部町笛の農地で、資料は54になります。

申請地314m²のうち、9m²に [REDACTED] の [REDACTED] を設置するものです。以上です。

議長

以上、説明が終わりましたのでただ今より質疑を行いたいと思います。数が結構よけいありますので、皆さん方もご審議いただいた時にですね、いろいろと質問を考えてくれちゅうかもわかりませんが、何かご質問があれば伺いたいと思いますが、格段ありませんかね。格段ありませんか。

推進委員
(10番)
議長

すいません。

はい。

推進委員
(10番)

太郎丸の [REDACTED] さんの件ですけど。これ前から裏の川はこの [REDACTED] さんの物でしたか。途中で買ったっていうことはないんです。

議長

ちょっと待って、裏とは今回申請が出ちゅう。

推進委員
(10番)
議長

申請が出ちゅうところです。

土地ですよね。

事務局

ちょっと今、登記簿を確認しますけど、お父さんの所有の物を相続されていると思います。ちょっと確認します。

議長

相続をしちゅうということはしてなかったけれども、今するっていうこと、そうじやない。だいぶ前から相続されちゅう。

委員(8番)

前、 [REDACTED] を建てたときに近所の判を呪ったっていう記憶はあります。

推進委員
(10番) 同意書は貰ったということはなってますけど、それは、その時にお父さんが
のがで、だから同意書ということです。

議長 それは建物を建てたときの話よね。

推進委員 そうです。

議長 はい、今、謄本見ています。

事務局 平成20年にお父さんの■さんから相続をしております。代々ですね、相
続をしてきている土地のようです。

推進委員 (10番) わかりました。その時にお父さんいうがの同意書ということがあつたら、た
だ同意書、同意書ということでちょっとその辺りがちょっと判断が、その時
時に自分がみな分からざったことがありますて、今わかりました、やっとこれ
が。いいです。

議長 いいですかね。

推進委員 (10番) はい。

議長 他にありませんかね。

――質疑なし――

議長 各段無いようでしたらですね、議案第7号について採決に入りたいと思ひます
が、ご異議ございませんか。

――異議なし――

議長 それでは議案第7号香美市農業振興地域整備計画変更についての諮問であります
が、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

――全員挙手――

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

それでは続きまして議案第8号その他の件言うことになってますが、事務局の方
から何かありますか。

事務局 無いです。

議長 事務局の方からはですね、各段無いようですね、本日の農業委員会の会は
ですね、これで終わりたいと思います。

続きまして農地利用地最適化推進委員の意見交換会を開催をしたいと思ひます
ので、少しの間小休をして再開をしますのでよろしくお願いを致します。

事務局 ちょっと先ほどの同意書の件でもう少し詳しく説明させてください。

今回の申請地に隣接する農地はご自身の以外は東側の武内宗久さんの農地だけ
です。そこは同意を得ています。西側は自身の農地なので同意は要りません。
北も自分の所有です。

閉会（14時36分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原心一 

署名 人 山崎 彰 

署名 人 三木克司 